

## 森林整備と財源のあり方検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 森林の公益的機能の維持・保全等を図るために必要な森林整備と財源のあり方について検討するため、学識経験を有する者等からなる「森林整備と財源のあり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 森林整備と財源のあり方に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) 市町村長
- (4) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

### (会長)

第5条 委員会には会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長にあたる。

- 2 会議には、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 第4条第1項(3)及び(4)に規定する委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

### (会議の公開)

第7条 会議は原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは議長が委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

- (1) 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に定める非公開情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

### (部会)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、部会を設置することができる。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産部林政課において行う。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

# 森林整備と財源のあり方検討委員会 技術専門部会運営要領

## (主旨)

第1条 この要領は、「森林整備と財源のあり方検討委員会設置要綱」（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき設置された「森林整備と財源のあり方検討委員会技術専門部会」（以下「部会」という。）の運営のために必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第2条第1項(1)及び(2)に関し、技術的・専門的見地から検討が必要な事項
- (2) その他必要な事項

## (組織)

第3条 部会は、委員4名以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

## (部会長)

第5条 部会には部会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長にあたる。

2 会議には、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

3 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

### (会議の公開)

第7条 会議は原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは議長が部会に諮り、当該部会を非公開とすることができる。

(1) 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に定める非公開情報について審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

### (庶務)

第8条 部会の庶務は、農林水産部林政課において行う。

### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は部会長が定める。

### 附 則

この要領は、平成30年6月28日から施行する。